

様式第 28 号 (第 2 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 4 月 28 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

医療法人の名称
主たる事務所の所在地
代表者の氏名

医療法人 社団 昭和会
袋井市三門町 9 番地の 19
井原 祐治

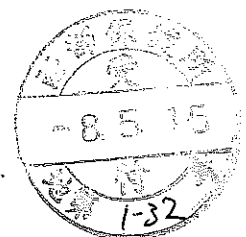
年度
30 期 の決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 監事の監査報告書

(注)

- 1 医療法施行規則第 32 条の 6 第 1 号に掲げる者と同条第 2 号に掲げる取引がある場合は、関係事業者との取引の状況に関する報告書を添付すること。
- 2 社会医療法人の場合は、医療法第 42 条の 2 第 1 項第 1 号から第 6 号までの要件に該当する旨を説明する書類を添付すること。
- 3 医療法施行規則第 33 条の 2 第 1 号及び第 2 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) 附属明細表
 - (3) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 4 医療法施行規則第 33 条の 2 第 3 号に規定する法人の場合は、次の書類を添付すること。
 - (1) 純資産変動計算書
 - (2) キャッシュ・フロー計算書
 - (3) 附属明細表
 - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書
- 5 社会医療法人債発行法人であって社会医療法人でない医療法人は、その他必要な書類を添付すること。
- 6 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りること。



様式 1

事業報告書
(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 2 8 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 社団 昭和会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 静岡県袋井市三門町 9 番地の 19

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成 8 年 1 2 月 4 日

- (4) 設立登記年月日 平成 8 年 1 2 月 2 5 日

- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	井原 祐治	井原外科医院管理者
理 事	井原真奈美	
同	井原祐太郎	
監 事	宇佐美浩昭	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する

病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照) 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード又は 介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	井原外科医院	2 2 1 6 4 1 0 2 0 5	静岡県袋井市三門町 9 番地の 19	病床 0 床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 4月26日 ・第29期事業報告及び決算の承認
・理事報酬額の承認

様式 2

法人名 医療法人 社団 昭和会

所在地 静岡県袋井市三門町9-19

※医療法人整理番号

財 産 目 録

(令和 8年 2月28日現在)

1. 資 産 額	43,793 千円
2. 負 債 額	18,997 千円
3. 純 資 産 額	24,796 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,894
B 固 定 資 産	25,899
C 資 産 合 計 (A+B)	43,793
D 負 債 合 計	18,997
E 純 資 産 (C-D)	24,796

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人 社団 昭和会
所在地 静岡県袋井市三門町9-19

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8年 2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	17,894	I 流 動 負 債	13,442
II 固 定 資 産	25,899	II 固 定 負 債	5,554
1 有 形 固 定 資 産	5,343	負 債 合 計	18,997
2 無 形 固 定 資 産	311	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	20,243	科 目	金 額
		I 出 資 金	5,000
		II 積 立 金	19,796
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	24,796
資 産 合 計	43,793	負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,793

法人名 医療法人 社団 昭和会

所在地 静岡県袋井市三門町9-19

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 3月 1日 至 令和 8年 2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	64,345
2 事業費用	65,479
本来業務事業損失	1,134
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,134
II 事業外収益	1,296
III 事業外費用	0
経常利益	161
IV 特別利益	41
V 特別損失	0
税引前当期純利益	203
法人税等	71
当期純利益	132

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 社団 昭和会
理事長 井原 祐治 殿

私は、医療法人 社団 昭和会の第30期（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 4月 28日

医療法人 社団 昭和会

監事 宇佐美 浩昭